

徳島県告示第三百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ウエルフ エア虹の橋	同 中島田町三丁目四七 番地三	デイサービスベルサイユ	同 中島田町三丁目六 番地三	通所介護	同 二十九日	同 四月 三十日
合同会社ラシエイド	徳島市八万町法花谷一八二 番地一	ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷一八二 番地一	訪問看護	令和三年三月 十二日	令和三年五月 一日